

徳川幕府の大名改易政策を巡る一考察（二）

笠谷和比古

はじめに

徳川幕府の対大名政策の代表的なもの一つとして、大名改易の問題があることは周知の通りである。これは後述するような幾つかの理由によって、大名の領地を幕府が没収し、当該大名がそれまで保持してきた武家社会内の身分的地位を剝奪して、その大名の「家」を廃絶せしめてしまうか、ないしは、小規模の大名・旗本の形にまで落としめて、家名の存続のみを許容するようなものである。「除封」とも「領地召上」とも呼ばれる。⁽¹⁾

この大名改易なるものが大規模に、そして、特にその前期を中心にしてであるが、頻繁に実行されたことは、徳川幕藩体制の他に見られない特色であることからして、早くから研究者の関心を惹くものであった。そしてまた、以下のような様々な観点から、この問題へのアプローチがなされてきた。

先ず戦前の徳川時代政治史の到達点である三上參次、栗田元次両氏の研究⁽²⁾の中で、大名改易の実証的研究が進められていったが、そこでは大名改易の原因についての検討がなされ、それは関ヶ原の戦などの戦争に基づくものとしての「軍事的原因」、後嗣者の欠如によるものとしての「族制的原因」、武家諸法度などの幕法への抵触や不行跡によるものとしての「法律的原因」の三類型が立てられ、これは基本的に今日まで承認されている。

戦後では、藤野保氏の大名改易の数量的事実の確定の業績が光彩を放っており、その詳細な大名改易表によって本研究の基礎が構築されたものである。藤野氏の研究は更に、この大名改易が全国の大名配置に如何なる変化を及ぼしたかという観点から、幕藩制的所領配置の動態と、幕府の全国支配の趨勢とを詳細に解明している。⁽³⁾

次に、数は必ずしも多くはないが、個別の大名改易事件を主題として、それぞれの事件の経緯や、その実態の解明を試みた諸論考が発表されている。⁽⁴⁾

さて大名改易の意味については、戦前に徳富蘇峰がその著『近世日本国民史・徳川幕府統制篇』において、一連の大名改易——特に所謂「法律的原因」によるとされる改易——が徳川幕府の全国的統制策の一環をなすものであり、その支配の安定・拡大の観点から遂行されたところの、政略的大名取り潰し政策として論じてより、それは今日に至るまで一貫した見方となつており、我々の常識とならなつてゐる観がある。

尤も、大名改易を徳川幕府の政略であるといつても、そこには若干のニュアンスの違いはあるのであって、議論の一つの型は、「大名側の些細な落ち度を捉えては、これを好機と改易に処していく」とするものであり、他方の型は、その「落ち度」すら計画的に用意されたものとして、幕府の改易政策の謀略的側面を強調するものである。そしてそれは当然のことながら、個々の改易事件によつてもそれぞれ評価は違つてくるであろう。しかしながら、幕府による大名改易なるものが、政略的で権力主義的な性格を帶びたものとする点では、ほぼ意見の一一致を見ているといえるであろう。

更に大名改易については、幾人かの研究者は、右の権力主義的政策觀を踏まえて、幕府がこの改易という行為を実現・遂行しうる力

能、根拠の面からこれを近世の国制のうえに位置づけ、あるいはこの大名改易という特異な事柄から近世の国制の特質を規定しようとしている。

そこではこの幕藩体制における権力の集中性、專制性ということが議論の主軸をなしており、また所有関係の面では「封建的土地所有の將軍への帰属」という命題によつてそれは定式化されている。

このような権力・所有関係の特質を生じた根拠として、一つには、これを中世末、戦国期の熾烈な闘争および全国全領土の統一的把握を目指した太閤検地の帰結と見なしている。あるいは、幕藩領主の軍事力構成の観点から、鉄炮を中心とする武器の上位者への集中に根拠を置く、上位者の圧倒的強大の原則にこれを求めている。⁽⁵⁾更には、幕藩体制下での生産力の低位性、即ち個別封建領主制の脆弱さから上位権力への全面的依存と、上位者への封建的土地位所有の集中の必然性を考えようとするものがある。⁽⁶⁾いずれにせよ、幕藩体制における將軍権力の圧倒的優位性と、「封建的土地位所有の將軍への帰属」の問題が連関的に捉えられ、そしてそれが大名改易を実現せしめるところの、国制的次元での構造的な力能として理解されている。⁽⁷⁾

このようにレベルを異にする幾つかの問題があるが、徳川幕府による大名改易はどの場合であつても、幕府の権力政治の脈絡の中で捉えられており、しかもそれは、特に疑いを差し挟む余地もな

い一つの常識と化しているのである。

しかしながら大名改易を、幕府の政略的で権力主義的な行為と規定できるかどうかは、実は明確なことではない。特に個々の大名改易がどのような事情と経緯に基づいて実現されたかについては、その事実関係の面での立ち入った研究はあまりなされていないのが実情である。確かに大名改易という出来事が、徳川幕府の全国支配の拡大と安定化に寄与したことは事実であるが、この結果から、大名改易なるものが幕府の政略的な意思によって引き起こされたものとすることは、必ずしも妥当な推論ではない。

大名改易を実現せしめうるものは、ただ徳川幕府、將軍権力の圧倒的強大性として定式化されているところの「力」のみであるのか。そしてまたそのような圧倒的に強大な「力」を背景とした將軍権威への、大名側の一方的な恭順としてのみあるのか。大名改易が実現されていく過程と、その社会的なメカニズムは具体的にはどのようなものとしてあるのか。本稿はこの大名改易の実態解明と、同時に、その大名改易なるものを通して見た近世の国制の性格を究明していくことを課題とするものである。

以上の問題を検討すべく、本稿では近世の大名改易の二大疑獄とされる、安芸四九万余石の福島正則、肥後五二万石の加藤忠広の両改易事件について、その事態の事実確定を主眼にして再検討していくと考える。この二事件はその疑惑性の故に、近世の大名改易

に言及する論著がほぼ例外なく取り上げるものであり、そこからして近世の大名改易の歴史像を形成してきた基軸的な事例なのである。それ故に、従前の大名改易像の再検討を試みる本稿においても、特にこの二事件を取り上げるものである。

そして本稿は更に、自余の改易事例をも踏まえながら、近世の大名改易という歴史事象の一般的な意義説明を目指していきたいと考えている。

第一章 元和五年の福島正則改易事件

第一節 福島正則改易を巡る既往の評価

福島正則の改易は、周知の通り、彼の居城たる広島城の無断修築に関わるものであり、それは大要以下のように見なされている。即ち広島城の破損修築に際して、城郭の無断修築は幕府の武家諸法度の固く禁ずるところであったがために、正則は幕府の執政本多正純の許にこれを届出で、正純はこれを諒承した風の返答をしたが故に修築を実行したところ、突如幕府より無断修築の宣告を受けて改易に処せられたとするものである。即ち本多正純の策謀に陥ったものであり、幕府の外様大名淘汰の政策の犠牲となつたに他ならないといふものである。

福島改易の右のような見方は、徳富蘇峰がその著『近世日本国民

史』徳川幕府統制篇で明確に述べてより、ほぼ今日に至るまで基本的に踏襲されているものであり、それは昭和五六年に刊行された広島県編『広島県史』近世¹においても、次のように叙述されるところである。

「元和二年（一六一六）正則は久方ぶりに帰国しているが、その翌三年の洪水で、城の石垣や堀、櫓などの損壊が少なくなかつたので、再三にわたって幕府の執政本多正純を通してその修復の許可を申請した。しかし、正純は思うところあってか、このことを將軍に通せず、しかも正則には修復だから正式の許可是いるまいなど曖昧に答えていたという。結局、將軍の許可を得ないまま修築を進めていた罪を問われることとなり、元和五年（一六一九）四月、正則は弁明のため江戸へ参勤するとともに、修理個所を破壊して謹慎の態度を示したので、一時は事なき落着するかに思われた。

しかし、その五月將軍秀忠は諸大名を率いて京都に上り、ここに忠勝の上洛を求め、六月二日、にわかに福島氏改易のことが発表された。さすがにこのときは幕府も周到に準備して事を運んだ。（下略）^[1]

じ考え方であり、城郭の無断修築云々は全く表面的な理由であって、要は幕府にとって潜在的な脅威である豊臣系大名の雄たる福島を除去するのが本事件の狙いであり、福島改易は亡き家康の將軍秀忠に対する遺命であったとするものである。

江戸時代政治史を扱う論著はいずれもこの福島改易事件に関説するが、右のような構図は基本的には踏襲しており、ただ幕府側の計画性を強調するか、福島側にも幕府につけられるような落ち度もあつたのではないかとする程の差に止まっているようである。

戦後の研究の中では、辻達也氏は今少し歩を進めて、本多正純に謀略の意図があった訳ではないが、秀忠政権となつて、家康時代の一人執政としての力を既に失いつつあった正純に依存し過ぎたところに正則の没落の原因があつたとするもので、この時期の幕府政治体制の変容の観点から同事件を見ようとしている。^[13]

朝尾直弘氏は全く別のキリストン禁圧政策から同事件の理解を試みており、福島正則がキリストンに寛容であり、広島がキリストンの隠れ家、溜り場となっていたことが、禁教政策を推進する幕府からにらまれ、改易に追いやられた原因とされている。^[14]

これらはそれぞれに卓見であり、本事件の性格や意義を掘り下げて豊かにしていったものではあるが、改易の発動そのものについては、福島の取り潰しの機を窺っていた幕府が、城郭修築問題をもつてそれに踏み切ったものという、事件の構図そのものは基本的に同論^[12]なる長大な論考があるが、事件の構図については基本的に同

襲されているようである。

福島改易事件については右のような見方が一般的となっているが、しかしながらこれは、幕府側が公式に表明している改易理由とは大部分に異なるものである。特に注意されるべきは、福島正則の改易は、城郭の無断修築そのものを理由にして発動されたものではないということである。この無断修築の件は、正則の関ヶ原の戦いにおける戦功、徳川幕府の覇権確立に対する貢献に鑑みて、一旦宥免されている。そしてこの宥免の条件とされた、広島城の破却のあり方をめぐり、福島側が破却条件を履行しなかつた等の理由をもつて改易に処せられているのである。

この点は先の『広島県史』の叙述でも言及されているが、しかし明確には把握されていない。これまでの本事件に関わる研究でも、この点についての掘り下げた検討が見られない。だが正にこれらの事実関係や、それを巡る食い違いこそが重要なのであり、幕府側の述べている改易理由を単に表面的なものとして排斥するのではなく、今一度正面から取り上げ、これを定説的な同事件の構図と付き合させて吟味することが必要である。

従前の定説的な見方は、実は『福島太夫殿御事』なる著述物——恐らくは福島遺臣の手で後代に記された福島正則の一代記——に依拠して構成されたものである。⁽¹⁵⁾ 同書は後代史料とはいえ、記述の内容には誇張・歪曲はあまり見られず、かなり正確なものである

と信頼するに足りるところがある。しかしながら同書は正則の立場を擁護する観点で記すものであるから、正則側にとって都合の悪い部分は回避し、或いは筆先を濁らせているであろう。それはあくまでも、正則側の言い分を叙述したに過ぎないものである。それは、それと対立している幕府側の言い分と付き合わせることによって、真実探索の支点を提供することになるであろう。

それぞれの関係史料は後掲するところであるが、結論的に言うと、正則の立場の弁明をなす『福島太夫殿御事』の記述と、幕府側の公式的説明との間には次のような三つの大きな相違点が存在しているのである（なお、各記述部分に付した史料の番号は、後掲史料の該当箇所を示している）。

両者の相違の第一点は、広島城修築の届出の有無に関するものである。

福島側の言い分では、同城の修築については、元和四年の間から再三にわたって幕府執政本多正純に届けをした後、同五年正月二四日から取りかかったものとしている（史料1(1)）。幕府側の説明では、広島城の普請は元和四年中にすでに結構になされていた（史料2(1)）。届けは全く事後のになされたものであり、それ故に、本多正純もこれを將軍に伝えるのをためらったものであるとしている（史料2(1)、史料3(1)）。

第二の対立点は広島城の破却のあり方を巡るものである。即ち無

断修築の件については一旦宥免ということとなつたが、この宥免の条件であつた広島城の破却のあり方を巡つて、双方の言い分に食い違ひが見られる。

福島側の言い分では、新规の城普請の箇所を破却し、矢倉、石垣を崩すように申付られたにより、その通りに破却を実行したと主張している（史料1⁽³⁾⁽⁴⁾）。

幕府側の説明では、「以來御法度のため」として、本丸はそのまま残し置き、二ノ丸、三ノ丸、遠囲いまで總て破却するよう命じたところ、正則は「忝よし御請」をした（史料2⁽²⁾、史料3⁽³⁾）。しかるに人手の不足を理由に破却は進まず、二ノ丸・三ノ丸・遠囲いには手をつけず、本丸についてだけ城壁を取りのけ、少し土をなで落とした程度に終わっている旨、日付より報告があつたものとしている（史料2⁽⁴⁾、史料3⁽⁴⁾）。

第三の点は、やはり宥免条件に関わるものである。無断修築の禁を犯した罰として福島正則の嫡子や孫を幕府側に入質として提出することが約束された由であるが、この条件の履行を巡つても双方の言い分は対立している。

福島側は、正則の嫡子忠勝は初め上洛を（將軍秀忠は當時上洛中）拒んだが、結局は家老福島丹波の説得で上洛を果たしたとする（史料1⁽⁵⁾）。

幕府側の主張では、將軍秀忠の上洛以前に忠勝の上洛、さらに忠

勝の子を江戸に出す旨を申しながら、忠勝は將軍上洛後にようやく來たり、忠勝の子に至つては今に江戸に来ぬとのことである（史料2⁽³⁾⁽⁵⁾）。

以上が両者の相違点であるが、史料で示せば次の通りである。先ず福島側の言い分を書き記すのは『福島太夫殿御事』である。

〔史料1〕 広島城の修築と福島家の改易（福島太夫殿御事）⁽¹⁶⁾

一 元和三年丁巳年、廣島大水出、御城・三の丸迄水つき申候事
一 明る午の年五月に、太夫殿へ御暇出、⁽¹⁾帰國之刻、⁽²⁾本田上野殿を御頼、廣島の城大水に破損仕候間、普請仕直し申度候、此旨被^レ仰上^レ被^レ下候様に頼置、帰國被^レ仕候、上野殿、折を以可申上^レ由被^レ仰候、其秋も太夫殿より右之通^レ被^レ仰上^レ被^レ下候様に、飛脚を以御申遣候得共、又其節も折を以可申上^レとの御返事に候、然處明る正月廿四日より普請に取かかり、矢倉・へい打こわし、石垣をつき直し、二月中に大分の普請過半出来

〔下略〕—三月下旬に正則江戸参勤

一 四月廿一日、酒井雅楽頭殿、本多上野殿、土井大炊殿、安藤対馬殿、此四人御寄合、久貝忠左衛門殿、堀田勘左衛門殿兩人を御使にて、上様上意にハ、御法度をやぶり候て、廣島城普請何とて被^レ仕候哉との上意の旨御申渡し候（中略）—正則弁明を拒否、「上野殿も其被^レ仰分^レに候はハ、申分^ハ不^レ罷成、私しハ腹切申候より外無^レ御座^レ候」と。「土井大炊殿被^レ申候ハ、

太夫殿も又何とぞ御請の被^レ仰上様も可^レ有^レ御座候と計御申候由】

同廿五日の昼時分に上意にハ、左衛門太夫義、我等へハ忠節無^レ之候へ共、家康公江御忠節被^レ致候間⁽³⁾、今度之義御免し被^レ為^レ成候、新普請之所破きやく仕候得との上意にて、悉と被^レ申上^レ御老中江御礼に被^レ參、御目見之儀へ御指図次第に可^レ罷出^レと被^レ申候、拵国早飛脚^井知行取四五人被^レ申付⁽⁴⁾一件之新御普請之所破きやく、矢倉、石垣^{くつし}、石垣^{石三}のみ残し、こわし候様に被^レ申付^レ候に付、右之通打崩し申候事

（中略）——將軍秀忠上洛するも正則は江戸に留め置かれた

こと

一 太夫殿惣領備後殿、其節國に被^レ居候所、太夫殿從^レ江戸^レ被^レ申越候は、上様御上洛被^レ遊候間、其方も小勢にて京都江上り候様にと被^レ申越^レ候へハ、備後殿ハ上り申間敷と被^レ申、家老共申候は、太夫様より被^レ仰越^レ候間、是非御上り候へと申候、（中略）——家老福島丹波の説得⁽⁵⁾、何も左様被^レ存候は、可^レ登とて、追付被^レ罷登、京都けんにん寺の屋敷に居被^レ申候、備後殿京都にて御目見へ無^レ御座候、然る所に六月九日に、京都にて備後殿へ御上使御座候、津軽へ国替仕候様にと被^レ仰付^レ候（下略）

以上の通り、本多正純の握り潰しのために、広島城の無断修築が幕府より彈劾を受けるに至ったことなど、本事件についての定説的な事件像が右の史料に由来していることを知るであろう。

これに対して幕府側の福島改易についての言い分けは、この元和五年六月一〇日、伏見城に諸大名家より老臣一人ずつを召集して、正則の改易を発令した際の事情説明の中に示されている。次の「史料2」は秋田佐竹家の家臣梅津政景の、「史料3」は仙台伊達家の家臣茂庭良綱の、各々その場で聞いた幕府側の説明を記録したものである。

〔史料2〕 幕府による福島改易の事情説明（『梅津政景日記』^[17] 元和五年六月一〇日条）

一 御年寄衆^{〔忠勝〕}より御状被^レ遣候分ハ、公方様仰出之旨御座候間、下衆老人つゝ差上候へと、仰出之由、御ふれ御座候間、罷出候へと、拙者^{〔秀忠〕}被^レ仰付^レ候間、御城へ罷出、御年寄衆^{〔秀忠〕}為^レ仰聞^レ之処承候、様子ハ本田上野殿御理り也、福島太輔城普請之事、相國様^{〔家康〕}御繁昌之時^{〔天〕}、無^レ披露^レして、城くつれ目成共、普請^{〔致〕}至候ハ、可^レ為^レ曲事^{〔天〕}と被^レ仰出^レ候所^{〔天〕}、去年太輔城普請結構^{〔天〕}被^レ至、以後矢念致、御法度を不^レ申上^レ候而普請仕候と、様々御年寄衆迄被^レ申候へ共、披露致候ハ、公方様御立腹可^レ被^レ成置^レと存、江戸御立前迄不^レ申上^レ候へ共、自然わきら御み^レに立候て、御腹立被^レ成置^レ候へハ、太輔殿御ため弥々

惡敷と存、申上候へハ、安ノことく、殊外 上様御腹立被成置⁽¹⁾、御法度をそむき候間、曲事ニ可レ被⁽²⁾仰付⁽³⁾候へ共、相國様之御代御奉公被⁽⁴⁾至たる人ニ候間、御用捨被⁽⁵⁾成置⁽⁶⁾以来御法度之ためニ候間、本丸計置候て、二ノ丸、三ノ丸、遠かこいまて、無残破却至候へと、被⁽⁷⁾仰付⁽⁸⁾候處ニ、忝由御請被⁽⁹⁾至⁽¹⁰⁾御京着なき以前ニ、子共ノ備後をハ京都へ為⁽¹¹⁾申候、備後子共ノ右京とやら宮内とやらをハ、江戸へ可⁽¹²⁾差上⁽¹³⁾由被⁽¹⁴⁾申上⁽¹⁵⁾候、首尾共違候而⁽¹⁶⁾城をハ二ノ丸、三ノ丸、とをかこいまて、手を不付差置、本丸計壁ヲ取、少土ヲなておとし候由、横目之衆被⁽¹⁷⁾申上⁽¹⁸⁾候、御檢使をも不⁽¹⁹⁾被⁽²⁰⁾申請⁽²¹⁾候、又 備後上洛之儀、御上リ以後やうくのほり候、まこの備後子共、于⁽²²⁾今江戸へ不下候、此不届ニよつて、内々御成敗も可⁽²³⁾被⁽²⁴⁾成置⁽²⁵⁾候へ共、右御用捨と被⁽²⁶⁾仰出、相國様御奉公至候間、あき・備後計被⁽²⁷⁾召上⁽²⁸⁾ふせうニ被⁽²⁹⁾成置、津輕へ国替⁽³⁰⁾被⁽³¹⁾仰付⁽³²⁾候、此旨ヲ可⁽³³⁾存由、諸大名衆へ御理ニ御座候、何も国々ノ年寄衆被⁽³⁴⁾罷出⁽³⁵⁾御状之通、被⁽³⁶⁾承候、是ニ付御請申上ニ可⁽³⁷⁾罷出⁽³⁸⁾かと、又御年寄衆へ参候へハ、被⁽³⁹⁾仰付⁽⁴⁰⁾候間、伏見へ參、其段申上候へハ、明日御出候へと御挨拶候

[史料3] 同前 『伊達治家記録』(18) 元和五年六月条

此月伏見城へ諸大名中ヨリ家老一人充差出サルヘキノ旨、御老中ヨリ仰進セラル、因テ茂庭周防良綱ヲ差出サル所ニ、御老

中御列座、酒井雅樂頭殿忠世仰渡サル趣、今度福島左衛門大夫正則空相事、備芸両国召上ラル、何レモ氣遣ヒ被⁽⁴¹⁾致間敷ノ旨上意ナリト云々、時ニ本多上野介殿仰セラルハ、總シテ城ヲ築ニ於テハ言上スヘキノ旨、兼テ仰出サルノ所ニ、左衛門大夫、上意ヲ不⁽⁴²⁾經シテ広島城ヲ普請ス、因テ上使兩人⁽⁴³⁾一人ハ寺沢志摩守殿ヲ⁽⁴⁴⁾一人ハ不知名殿ヲ以テ、相尋ラル所ニ、御老中マテ言上スルノ旨申ストイヘトモ、其義ハ普請以後ノ事ナリ、品々上聞ニ達シ、曲事ニ思召サル⁽⁴⁵⁾然ルニ彼城ヲ破却スヘキノ旨仰出サル所ニ、上石計リ取除ケ、其上少人数ヲ以テ日數ヲ送ル、重疊不届至極ニ思召サル、備芸両国ヲ召上ラレ、替地トシテ奥州ノ内津輕ヲ下サルノ旨仰出サレ、当月九日、上使トシテ牧野駿河守殿、花房志摩守殿ヲ差遣サルト右に見る通り、福島の改易事件についての説明は本多正純からなされているが、広島城の修築は昨年元和四年の間から既に行われていたこと。幕府への言上は全く事後的なものであったこと。一旦は宥免され、その際に本丸は残し置き、二ノ丸以下を悉く破却すべきとの条件を正則も承知したのにも関わらず、これを履行しなかつたこと。そして同じく人質提出を約束しながら、これを反古にしたことがなどが述べられている。

このように、事件の本質に關わる事實關係の認識において、兩者の主張は大きく食い違つてゐる。次節では事態が推移した同時期の第一次史料を用いて、この相違点の意味を検討する。

第二節 同時代史料による福島改易事件の検討

本節では先に見た、福島改易事件を巡る事實關係についての福島側と幕府側との双方の主張の相違点について、それぞれの事柄が生起した同時期の第一次史料を用いて、事實解明を試みてみよう。

【広島城の修築時期と届出の有無を巡る問題】

この問題については、次の三通の福島正則の書状が重要である。これらは松江市所蔵の「大橋文書」⁽¹⁹⁾の中に残されたもので、正則の家臣の大橋茂右衛門⁽²⁰⁾に宛て差し出されたものが、同人の子孫に伝えられたものである。

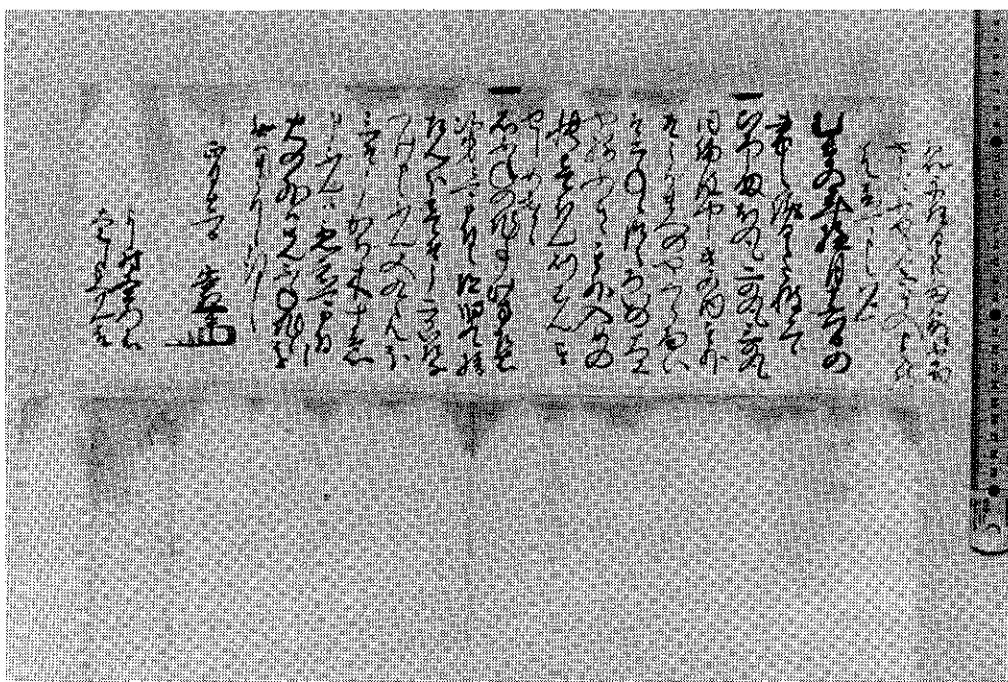
〔史料4〕 広島城修築 ([元和五年] 正月一二日付、福島正則

書状 『広島県史・近世資料編II』 四九号)

尚以舟道具共、雨露ニ不当やうニ小ヤニ念を入よく
仕候て置可^レ申候、以上

むまの年極月十六日の書中之趣、具令^ニ披見^シ候

一 ひろしま本丸・二の丸・三の丸、同備後やしきの内其外そ
がまへのやくら・へいそこね候、つくろいの大工・やねふき其
外入めの帳壱ほん、則はんをせしめ遣候



図版1 元和5年正月12日付 福島正則書状

一 石ふねの作事、此方左右次第ニ可_レ申付候、但旧冬拾たんは
壱そう二かいたなつけ申候ぶん、又九たんは三ぞうかぢ木すゑ
申ぶんハ急度可_レ申付候、右の外ハ先ふね作候義無用にて候、

謹言

正月十二日 宰相「花押」

よし村又右衛門殿

大はしもへもん殿

年欠の書状であるが、差出書に「宰相」とあるのが年代推定の鍵となる。正則は元和三年六月二一日に官位を昇せられて、参議・從四位下に叙任されている。⁽²¹⁾「宰相」は参議の唐名であり、右の書状は元和四年以降のものとなる。従つて書状冒頭の「むまの年」は元和四年であり、本書状は元和五年正月一二日のものといふこととなり、本書状に記されている広島城の修築こそ、正に問題となつてゐるそれに他ならないものである。

本書状によるならば、広島城の本丸・二の丸・三の丸、忠勝の屋敷の内部、その他惣構えの矢倉・堀が破損したるにより、その修繕のための大工・屋根葺その他の入用について国元家臣の大橋らより送付されてきた帳簿について、正則が承認決裁の判を記して返送したものである。

この書状では広島城の修築は既に開始されているのか否か判然と

はしないが、ただ修築箇所が本丸から惣構に至るまでの広汎に亘つていることだけは確認できる。
さて次の同じく正則の書状は、この城郭修築が既に執行されていることを示すものである。

〔史料5〕 同 前 (〔元和四年〕一一月二二日付、福島正則

書状 同前 四一号)

去月廿八日の一つ書之書中一々令_レ披見候

一 荷舟石舟の書付參着候

一 当年申付石舟の書付も具令_レ披見候

一 城廻_レい矢倉雨風_ニそこね候所つくり無_レ油断_ニ申付候由_ニ是又尤之義_ニ候、万事其表之義、無_レ油断_ニせいを入候てくれ可_レ申候、將又昨日廿一日のあさ於_ニ御城、御ちや被_レ下、弥_ニ御前之仕合無_レ残所_ニ候、皆々氣遣在_ニ之間數候、來二月ハ公方様御上洛之取沙汰_ニ候、左様_ニ候ハ_レ、我等御いとま正月中_ニいて可_レ申候間、帰國はとあるましく候、右如_レ申万事其元之儀せい

を入可_レ申候、謹言

十一月廿二日 宰相「花押」

大橋もへもん殿

吉村又ゑもん殿

本書状も差出書の「宰相」からして、元和三年か同四年のもので

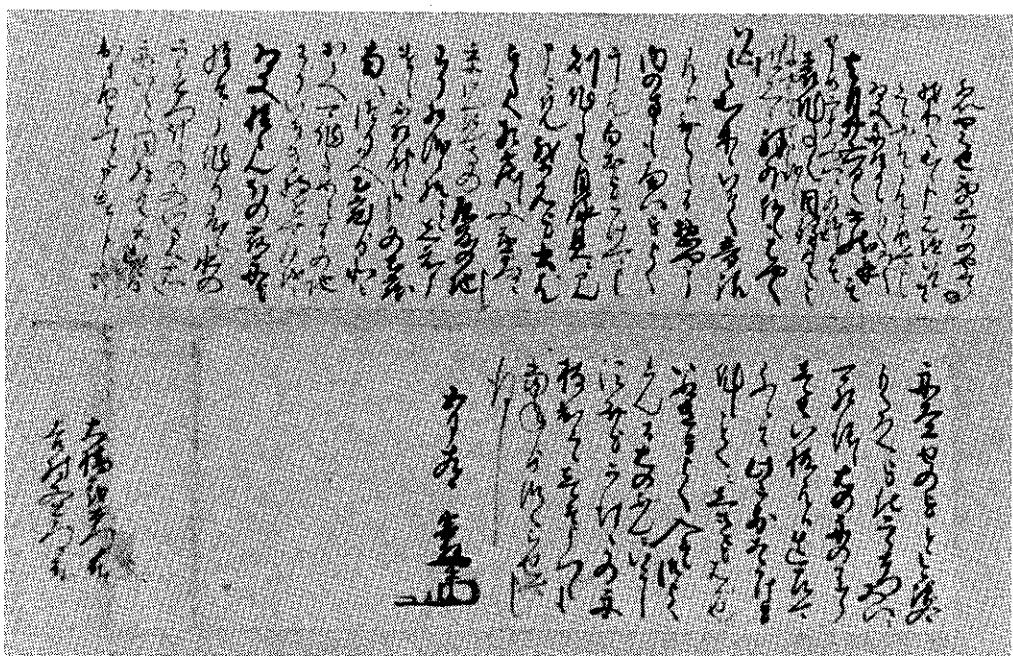
あるが、前の「史料4」の書状と内容的に関連していること、および文中の「昨日廿一日のあさ於御城、御ちや被下」とは、『徳川実紀』元和四年一月二一日条の、將軍秀忠が江戸城において諸大名に御茶振る舞いをしたとの記事に合致していることからして、本書状は元和四年のものと考えられる。

本書状によるならば、「史料4」の書状にいう広島城の修築とは雨風によつて破損した城廻りの矢倉・堀を対象とするものであることを知るが、同時にこの修築は、大橋らの側より正則に一つ書を差し出した「去月廿八日」、即ち元和四年一〇月末には既に執行されていたことを本書状は語つているのである。これは広島城の修築の実施時期を巡る対立において、幕府側の説明の方が妥当であることを示すものである。

さて今一つ重要なことは、右二点の書状が言及している修築だけに止まらず、それ以前にも広島城の普請を実行しているものと判断される痕跡が残されている。次の正則書状がそれである。

〔史料6〕 同 前 ([元和四年] 五月十九日付、福島正則書
状、同前六二号)

尚以 やばせ西の二ツのやくらの材木も出候哉、石垣い
てき候ハヽ、やかてたてさせ可申候、将又舟道具もく
ろくせしめ、二郎右衛門・又ハニ相渡し候は、様子やか
て可申越候、以上



図版2 元和4年5月19日付 福島正則書状

去月廿六日之書状并其表作事之目録、具令披見候、殊外何もは
やく令出来候、いそく普請にてハ無之候間、惣やう内の方も、
へいをよく干候て、白土をかけ可申候、則作事之目録具見申ニ
付て、我等名を書候て其方へ相戻候、又茂右衛門尉申候、京け
んにん寺の屋敷の地わり相越候様と先度申遣候、不相届候哉、
かの土蔵南へつりかへ土蔵ら北おうへ可作ため候間、かの
地わりいそき持せ可相越候、将又拾たんほの荷舟を拾そう作り

度候、水の二郎右衛門・ほしの又八方へ右之舟いた同道具共山ぢ
出させ候へと申遣し候間、舟大工せのをと令談合、もくろくを
仕、二郎右衛門・又八可相渡候、右の舟のかわら壺まい板に
てハ、造左可参候間、此已前あだけを作候ことくしきをはが
せいぬきをよく入候ハつよく候ハん間、右のぶんいたし、注
文を可仕候、かの舟板出候ハ、壺そうつても当年ちべくらせ可
申候、謹言

五月十九日

宰相「花押」

大橋 茂右衛門殿
吉村 又右衛門殿

宿舎の用意)と、荷船の建造の件についてのものであるが、第一の
用件が他ならぬ広島城の普請に関するものと解せられるのである。
本文では塙の作事について述べ、尚々書の部分では石垣普請と、
その完成後の矢倉の建造に関する指示をしている。文面よりしてこ
れは城郭普請と解する外はなく、またこの時期、江戸や大坂その他
での天下普請は行われていないから、これは広島城の普請であると
見なさざるをえないものである。

この点については、九州小倉の城主細川忠興がその子忠利に宛て
た元和四年六月二六日付の書状の中に、簡単にではあるが「一、大
夫殿居城之普請之儀、得其意候事」⁽²²⁾と記しているのが、その裏づ
けとなるよう思われる。細川忠興の書状において「大夫」とあれ
ば、「左衛門大夫正則」のことを指すものであり、この書状は忠利
が得た広島城の普請の情報を、父の忠興に報知したものへの返事と
見ることができる。

以上によつて福島正則が広島城の普請に着手したのは、「福島太
夫殿御事」の言うような元和五年に入つてからではなく、既にそれ
以前のことであったこと。それは一つには、「史料4」「史料5」が
示している元和四年秋の風雨被害に対する修築であり、そして更に
それだけでなく、今一つ別に同年四月頃より石垣普請を含む大規模
な城郭普請の実施されていた可能性が高いのである。

本書状も差出書を「宰相」とするところから、これは元和四年の
ものと考えられる。書状の内容は三つの事柄からなつていて、後の
二つは京都建仁寺内の屋敷地割りの件(元和五年に予定の上洛時の

伝えられているような、幕府執政本多正純に再三断つた後によ

やく着手したというような性格のものでは決してない。状況からして無断実施であったと思われる。⁽²³⁾そして「史料2」「史料3」の幕府の説明にあたる如く、普請を行つてからの事後的な報告ばかりがなされたのであろう。はた目には危うい限りのやり方であるが、三通の書状に見えるところでは、正則は殆どこれを意に介していないようである。

そしてこれが將軍秀忠の耳に入り、正則は元和五年四月になつて幕府の糾問を受けることとなるのである。因に、福島の普請の始終を密かに見ていた先述の細川忠興は、かかる事態を迎えて、その子忠利に次のように書き送つてゐる。「内々如ニ申候、加様ニ可ニ在之儀と存候」と。

【広島城の破却条件を巡る対立】

広島城の無断修築の件については既述の通り、これを破却するという条件で正則の宥免が公表された。次の、四月二十四日付で幕府年寄衆（老中）が京都所司代板倉勝重に宛てた連署の奉書に、その次第が明示されている。

〔史料7〕 福島正則、広島城破却の詫言（『譜牒余録』卷三）

〔本多中務大輔之三〕

急度申入候、仍福島左衛門大夫殿居城、不_レ被_レ得_二御意_一被_レ致_二普_一請_二候_一儀、御耳立申候処、不届之由被_レ仰出、則彼居城被_レ致_二破_一却_二御前相済申候、其許_ニ而_一、何茂無_ニ心_一元_ニ可_レ被_レ存候間、被_レ

相尋候衆へハ、右之段可_レ被_レ仰遣_二候_一、將又左衛門大夫殿国境之
衆井松宮内少殿・本美濃殿などへハ、貴殿ら相済候趣可_レ
〔岡山藩主池田忠雄〕〔姫路藩主本多忠政〕

被_レ仰入_二候_一、恐々謹言

四月廿四日

板倉周防守_(重宗)

安藤対馬守_(重信)

土井大炊助_(利勝)

本多上野介_(正純)

酒井雅楽頭_(忠世)

板倉伊賀守殿_(勝重)

人々御中

尚以、公方様御上洛も五月五日と被_レ仰出_二候間、可_レ被_レ成_ニ

其心得_ニ候、以上

このように広島城の破却といふことで一応の解決を見たのであるが、しかしながら後から振り返った時、この破却の対象と内容は具体的にはどのようなものとして取り極められていたか、判断に苦しむところがある。

即ち右の連署奉書では單に「彼居城被_レ致_ニ破却」とのみあるが、細川忠興は彼が得た情報に基づいて、その書状に「新敷普請之分、石垣・矢倉不_レ残破却候へと被_レ仰出」と記しているし、「史料1」の『福島太夫殿御事』もこの点に関しては「新普請之所破きやく仕候得との上意」と、新規普請分の破却が条件であったとしてい

る。

しかるに「史料2」「史料3」の幕府の説明では、破却条件は、本丸は残し置き、二の丸以下を悉く破却すべきものであったこと、そして福島側はそれを履行しなかつたというのである。これは次の正則に宛てられた幕府年寄の連署奉書にも明確に記されている。

〔史料8〕 福島正則改易申渡（『東武実録』元和五年六月条）

今度広島普請之事、被^レ背^レ御法度^ニ之段、曲事^ニ被^レ思召^レ候處、彼地可^レ有^レ破却^レ之旨、依^レ御訴訟^ニ構^レ置本丸^ニ、其外悉可^レ被^レ破却^レ之由、被^レ仰出^レ候、然所^ニ、上石計取除^ニ、其上以^ニ無人^ニ送^ニ數日^ニ之義、重疊不届^ニ之仕合思召^レ候、此上^ニは両国被^レ召上^ニ、両國為^レ替地^ニ、津輕可^レ被^レ下之由、被^レ仰出^レ之候也、謹言

六月一日

安藤対馬守
重信
板倉伊賀守
勝重
土井大炊助
利勝
本多上野介
正純
酒井雅樂頭
忠世

この破却条件の食い違いについては、当初は新規普請分の破却としていたものを、六月の改易発令時になつて、右のような本丸以外

の破却というように急に言いえたと見ることもできなくなはないであります。しかし、そのような露骨な歪曲は却つて幕府の威信を傷つけることからして、可能性は少ないようと思われる。

破却条件はやはり当初から、本丸ばかりを残し置いて、二の丸以下を悉く破却するというものであつたと考へる。それはこの福島の行つた広島城の修築のあり方からしても納得のいくところなのである。即ち、この修築の規模は「史料4」にある通り、本丸以下、二の丸・三の丸から惣構の堀・矢倉の全体に及ぶものであつたこと。そして「史料6」の書状や「史料1」の「福島太夫殿御事」も認める通り、それは石垣の基礎から築き直すような全面的な普請であつたのである。それ故に、この場合には新規普請を破却するとすれば、広島城の殆ど総てを破壊せねばならぬ羽目に陥いるものであつたと推測される。これだけ広範囲に亘る普請であつたから、新規普請分の箇所の特定の仕方も、その破却の確認のやり様もなかつた、といふことではないであろうか。それ故に、本丸は残し置き、自余の分を破却するという破却区域を特定する形での宥免条件になつたものと思われるるのである。そしてそのことを指して、新規普請分を破却することで宥免に至つたと、一般には受けとめられたということではないかと考える。

さてこの破却条件を巡つて、福島側は「件之新御普請之所破きやく」し、矢倉・石垣まで崩したとし、幕府側は「城をハ二ノ丸、三

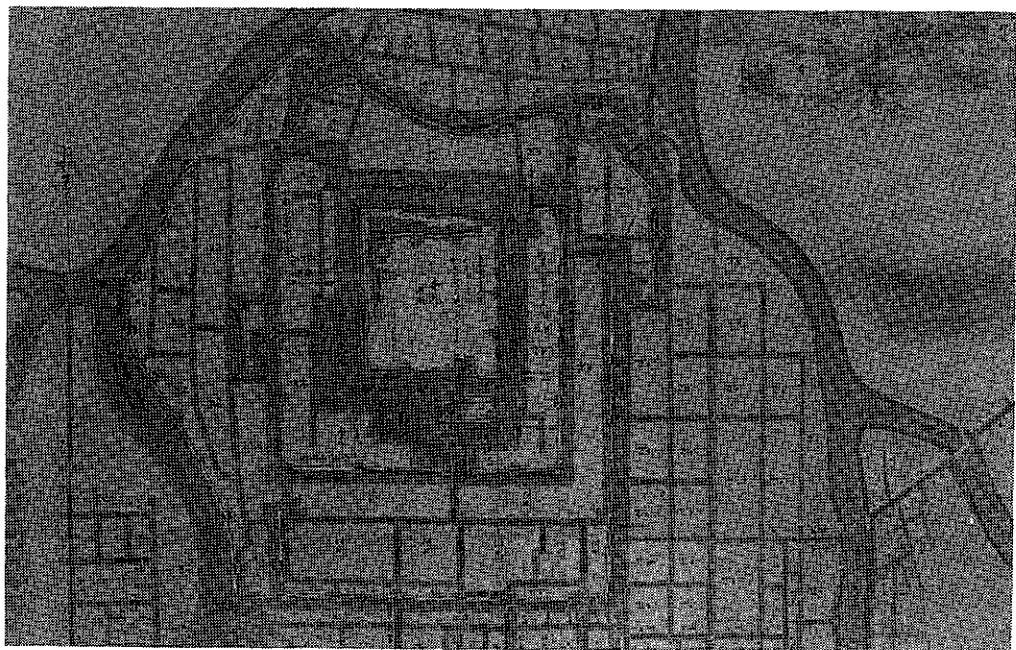


図3 内閣文庫蔵 広島城正保城絵図

ノ丸、とをかこいまて、手を不付差置、本丸計壁ヲ取、少土ヲなでおとし」あるいは「上石計取除、其上以無人、送數日」として両者の主張は対立している如くである。これは一見対立している如くであるが、仔細に見るならば両者の言うところは必ずしも矛盾するものではないことに気がつくであろう。即ち、福島側の言う破却の実行が、専らその本丸についてのことだと解すると、両者は事実上同じことを語っている訳である。

即ち、福島側は広島城の破却について、本丸分については壁・矢倉・石垣までかなり大規模に撤去したものと思われる。しかしながら二の丸以下については人手不足として、その破却を怠つたということではないかと判断される。

幕府と取り極められた破却条件が先のようなものであつたとして、何故に福島側はそれと異なる破却の仕方をしたのであるうか。幕府の破却条件では、本丸はそのまま残し置いてよいことになっていたにも関わらずである。

破却条件を国元に伝達する際に、誤解があつたのであろうか。これはそうではないと思われる。幕府は福島を改易する直前の六月九日に、上洛中の福島忠勝の下に上使を派遣して、福島側の破却条件不履行の事実についての申し開きを求める処置をとっているのであり、破却条件の錯誤があつたならばそこで解決されるであろう。しかし忠勝は「万事親次第」として弁明を拒否しているのである。⁽²⁷⁾

この忠勝の態度からして、福島側の採った処置は充分に意識的なものであったと想像される。即ち、二の丸以下惣構が破却されるとよって、広島城が裸城になってしまことへの恐れが、かく然らしめたものと推測される。⁽²⁸⁾ それ故に、逆に本丸の方をかなり頗著に破却することで恭順の意を示し、それでもって宥免されることを期待したものではないかと想像されるのである。

【人質の提出を巡る問題】

この問題については両者の言い分に対立が見えるようであるが、

実は事実認識では両者は一致している。即ち、福島側は忠勝は約束通り上洛したと言うものの、彼が最初には上洛をためらい、家老福島丹波の説得でようやく動いたということを認めていっているのであり（史料1-5）、これは忠勝の上洛が遅延したという幕府側の非難と事実において合致しているのである。忠勝の子を江戸に提出する件の不履行については、『福島太夫殿御事』は何も語っていないが、忠勝が自らの上洛についても肯せなかつた態度からして、その子供を江戸に送るのをためらうということは充分に考えられるところであつて、この問題については幕府の指摘の方が正しい印象を受ける。

以上三点について福島・幕府双方の、本事件の経緯についての言い分の対立について見てきたが、結論的には、第一の城郭の無断修築の件、第三の人質提出条件の不履行の件の二つは、幕府の側の主

張が首肯されるものである。

第二の城郭破却条件の不履行の件については、相当に複雑な内容と双方の思惑が絡んでいるようで、一概に判断しかねるが、福島側が二の丸以下遠廻いに至る部分の破却を等閑に付したという事実は動かないのではないかという心証を得るものである。

全体として見た場合、当時の第一次史料は「史料2」「史料3」の本多正純のする事件の経緯の説明と矛盾せず、その正しさを裏づけているように判断されるのである。

このように福島改易事件は從前考えられていたような、本多正純の手になる幕府の政略の所産といったものではないのである。寧ろ、本多らの幕府年寄衆は、福島の無断修築の一件を穩便に済ませようと努めていたのである。⁽²⁹⁾ しかしながら、この宥免の条件であつた広島城破却の不執行と、人質の提出の不履行という事態を前にして、幕府はその威信を堅持する上からも、福島の改易に踏み切らざるを得なくなつた、そのような性格の事件であつたと考えられるのである。

なお本事件より三年後の元和八年（一六二二）、本多正純は失脚して改易に処せられていくが、この事件に関連して高木昭作氏が紹介された次の史料は、福島改易事件の全体像を考えるうえで、参考となる貴重なものである。それはやはり細川家の書状であり、本多正純の改易の理由について記したものであるが、その中に正純の罪状の一つとして、他ならぬ福島改易事件の際の正純の態度が挙げら

れている。それは次のようなものである。

「史料9」 福島改易の経緯（元和八年一〇月二一日付、細川忠

利書状「忠興宛」⁽³⁰⁾

「一、福島殿御法度を被^レ違、普請被^レ仕通、兩度御耳ニ立候処ニ、

弥被^レ聞召^レ不届儀候条、急度可^レ被^レ仰出^レ与上^ニ被^レ仰聞^レ候処、

尤との御請被^レ申、四五日過候而又被^レ申上^ニ候ハ、福島御果シ候

ハ、諸大名之内十人斗頭をそり引籠可^レ申之由、上^ニ被^レ聞候間、

先被^レ差延^ニ城を御わり被^レ成可^レ然之由、被^レ申候内、大夫殿江戸

へ御下候間、江戸へ被^レ参候上^ニハ、先城をわられ候様ニと被^レ仰出^レ

候處ニ、御請被^レ申候、然處ニ城之割様^{粗相}ぞきうなる由、又御耳ニ立

候間、御上洛被^レ成、御聞届候處ニ、弥不届大夫被^レ申付^ニ様に候

間、縦十人も組候^ニ、急度可^レ被^レ仰付^ニ与被^レ思召^ニ俄ニ從^ニ伏見^ニ、

大夫所^ニも御使者を被^レ遣、城を御受取候事」

即ち、福島の無断居城普請のことが一度まで將軍秀忠の耳に入り、秀忠は立腹して本多正純に福島を厳罰に処すべきを命じたところ、

正純は一旦承知をした。しかるに四、五日して正純は、福島を取り

潰した時には、諸大名のうち十人ばかりは、これを不服として徒党を組んで徳川家より離反するであろうことを申しした。そこで秀忠も福島の改易は見合わせて、広島城を破却することで決着をつけようとした。しかるに同城の破却の仕方が杜撰であることが秀忠の耳に

入ったので、上洛をして確認したところが、正則の破却の指示の仕方が不届であることが分った。そこで秀忠は、たとえ十人ほどの大名が徒党反抗しようと福島の改易を断行すると決意し、これを直ちに実行したというものである。⁽³¹⁾

右の書状にある如く、福島の居城の無断修築に立腹している將軍秀忠に対して、正純は寧ろ宥める側にあつたのである。それは関ヶ原の一戦において大功があり、徳川幕府の霸権確立にとつて、外様大名の側の第一の功労者たる福島を取り潰したとあっては、不安と疑心を抱く外様大名らの一齊離反の恐れも考えられ、漸く安定した幕府の体制を危地に追いやることともなつて、好ましくなかつたからである。

以上のように、福島改易事件は幕府側の策謀に基づくといつた性格のものではなく、多くは福島側の行動の方にその責めが帰されるべきものなのである。幕府、特に本多正純以下の年寄衆は幕府体制の安定化のために、この問題は穏便に解決させたく、その方向で努力していた。

しかし他ならぬ將軍秀忠その人が、この問題については強硬な立場を崩さなかつたということである。一旦は正純の説得で妥協した秀忠であつたが、しかしながら城の破却が履行されていない旨の報告を受けて激怒し、本多らも今度は庇いきれず、幕府の威信を堅持する上からも、秀忠の主張通り福島の改易に踏み切つたというもの

である。

福島正則改易問題については、以上のように理解するものである。

第二章 寛永九年の加藤忠広改易事件

寛永九年（一六三二）正月に幕府では大御所秀忠が死去し、そして三代将軍家光の親政が開始された直後の同年六月一日、肥後熊本五二万石の城主加藤忠広の改易が幕府より発令された。こうして加藤清正の跡は絶やされ、豊臣家ゆかりの大名家が今又一つ消滅した。^{〔32〕}

幕府は更に、この改易によって九州に生れた空白に乗じて、親幕府勢力をそこに送りこむことによって、その全国支配力を飛躍的に高めることに成功したのである。^{〔33〕}

第一節 本事件についての既往の研究史

加藤忠広の改易事件は、右のような事件の結果から見た幕府の圧倒的な有利さと、そして何よりも事件の理由とされた、家光政権転覆の「謀書」の発給という事態の異様な性格が、本事件をして幕府の計画的な謀略に出るものとする見方を、殆ど不動のものとしてきたのである。

本事件の経緯については数多くの野史、実録の類が種々の説を伝えていたが、ここでは幕府正史たる『徳川実紀』に収載された説を掲げよう。^{〔34〕}

寛永九年の四月頃、幕府小姓組番士室賀源七郎正俊の家に、差出・宛名を欠いた書状を持ち来る者があった。室賀の家人はその使者をいぶかしく思い、その書の受け取りを拒んだところ、その使いの者はその後、この書を幕府代官井上新左衛門の門内に投げ棄てた。井上がこれを披見したところ、幕閣第一人者たる土井大炊頭利勝を首謀者として天下を傾けんとの内容で、將軍家光の此度の日光社参の虚を窺つて挙兵するにつき急ぎ同意すべしとの趣であった。

井上は驚いてこれを執政の下に訴え、この「謀書」を持参した者の探索が命じられた。江戸の町中を日々尋ね求めたところ、麹町辺でこれを捉えるを得、糾問したところ加藤忠広の嫡子光広の家士前田某という者であった。

結局、この「謀書」は加藤光広の手になつたものと決定され、これを機縁に肥後熊本の加藤家は改易に追い込まれてしまつたとするものである。

以上の内容だけでも人をとまどわせるに足るものであるに、「徳川実紀」は更に本事件の別説として、実は土井利勝が、偽つて自己を首謀者とする謀叛の廻状を諸大名の間に流し、大名らの本心・帰趨を計り見たものであるという伝承をも掲げているために、一層本事件の性格を混沌としたものにしてしまつてゐる。

これらのことからして、本事件は実態不明のままに謀略性の臭いだけが漂うものとなつておらず、それ故に研究者もまた、実態究明の

泥沼に入りこむことを避けて、本事件が幕府に結果的にもたらすことになつた利益の観点から、これを位置づけるのを常としてきたようと思われる。

即ち、肥後加藤家の改易を論じた徳富蘇峰の『近世日本国民史』・『徳川幕府統制篇』は次の如くに記す。「これも恐らくは、徳川幕府にとりては、予定の行動であつたらしい。さなば少なくとも、半ばそれであつたらしい。そもそも正則の除封は、家康死後、秀忠が

外様大名に与えたる第一の打撃であつた。忠広の除封は、秀忠の死後、家光が外様大名に与えたる第一の打撃であつた。(中略)しかし忠広は果たしていかがの罪があつたか。当時および後世の御用記事には、いくばくの理由を掲げたが、真成の理由は、彼が加藤清正の相続者であつたという一事に、帰着するであろう」と。

栗田元次氏もまたその著『江戸時代史・上巻』において、本事件を「要するに前から忌まれて居たため、秀忠死後、家光が外様大名強圧の血祭に挙げたものに過ぎない」としている。

本事件を多かれ少なかれ、幕府の計画性、政略性において捉える見方はほぼ一貫したものであり、それは今日の研究にまで継承されているものなのである。⁽³⁷⁾ そして一層重要なことは、本事件は福島正則改易事件と並んで、幕府による戦略的、権力主義的な政策の代表例と見なされてきており、それが徳川幕府の大名改易政策全体の見方、位置付け方を決定していたところがあることである。肥後加

藤家の改易事件は、その「政略」性の如何を巡って、幕府の大名改易政策全体に対する評価、更には近世幕藩体制における権力関係、政治秩序のあり方を定める要石の役割を果たすものなのである。

それ故に、本事件についてもその発端から始めて、事件の経緯および事実関係の確定を入念に施す必要があるであろう。

第二節 同時代史料による加藤改易事件の検討

加藤改易事件については、その事件の特異さから、後代の野史・実録物の類がこれを様々な形で伝えている。しかしながら今、無批判にこれらの説を探り入れていくならば、議論は荒唐無稽なものに流れていってしまうであろう。ここでは専ら第一次史料、即ち事件と同時進行的に作成されている書状、書付、日記などの諸史料のみを用いて、本事件の実態を追究していくこととしよう。

本事件の第一次史料として、幸いに我々は二種類の系統の史料群を手にすることが出来る。一つは、第一章の福島事件でも屢々援用した「細川家史料」であり、豊前小倉藩主細川忠利とその父忠興(この時すでに隠居して「三斎」と号している)の往復書状である。加藤事件が起った時期、藩主忠利は国元に居たが、三斎忠興は在府中であり、事件は隣藩の熊本藩加藤家に関わるものであつただけに、忠興の本事件に対する関心は殊の外深く、情報収集を積極的に行つて國元の忠利に逐次報知している。我々はその残された書状か

ら多くの事柄を知ることが出来るのである。

今一つは、土佐藩山内家に伝えられた「山内家御手許文書」である。³⁸

る。これは山内家の在江戸の藩主・家臣らより国元に、江戸の近況・情勢や用向き等を報知した書状類から成っており、この加藤改易事件についても数多くの言及が見られるために、本事件の解説のために貴重な役割を果たしている。

しかも二系統の第一次史料が残されたために、更にこれらを相互に付き合わせることが出来、そのことによつて事実確定の精度を高めることができる利点をも、幸いに有しているのである。

では、これらの諸史料を用いて本事件の経緯を追っていくこととしよう。本事件についての最初の言及が見られるのは、この寛永九

年の四月二七日付の細川三斎書状³³（忠利宛）であり、そこでは「一
加藤肥後むすこ豊後守事、此まへ左近右衛門かたる申遣由候、其
〔忠利〕〔光広〕
〔細川家臣道家立成〕

後何共しれ不_レ申候、替儀候は左近右衛門_ニ申付、慥成もの下可_レ申候、肥後守所へも切々注進之由候、可_レ被_レ上哉、但被_レ上間敷候哉、此方にて積りにく_レ候、如何様其辺被_ニ立聞_{可_レ}然候」と簡単に述べている。既に加藤忠広の嫡子光広のことが噂に上っていたようであるが、事態の詳細はまだ分かっていない。熊本へも江戸から頻繁に注進が行っているようであるが、加藤忠広が出府することになるかどうかは自分のところでは判断しかねるので、国元の方で注意しておくようにとの指示を送っているものである。三斎は翌二八日付

でも忠利宛に書状⁴⁰を発しているが、依然として事態が不明であることを告げている。

さて土佐山内家では同年四月晦日付で、次のような内容の覚書を入手している。これを送付してきたのは伊勢国長嶋城主の「松平美作守」即ち久松定房で、土佐藩主山内忠義の妻（久松定勝の女）の弟にあたる人物である。⁽⁴¹⁾ この定房の兄は伊勢国桑名一一万石の城主久松（松平）定行であり、将軍家光の信頼の厚い徳川家門大名の一であった。山内家はこの久松松平家と懇意にしており、しばしば幕府のことについての情報や助言を得て いる関係にある。そのようなことから、次の史料も幕府の中枢部から出てきた、確度の高い情報と考えて差し支えないよう思われる。

〔史料10〕 加藤光広の謀書の風聞（寛永九年四月晦日付、松平美作守覚書「山内家御手許文書」）

「一、日光御成前ニ井上新左衛門所ヘ、誰となき文箱ヲ持候而、參番之者ニ相渡候処、名所も無御座候故、番之者請取不申候
へハ、そとの駒寄ニゆい付置申候、以来新左衛門見出シ、文箱之
内ヲ見申候処、〔王井利勝〕〔前田利常〕大炊殿・加賀肥前殿申合、別心被仕候儀、達上
聞、御成敗ニ落付申候条、弥存被定、大炊殿ニヘツシン被致尤
ニ候、左候は脇詰をハ可仕之旨趣請文ニ書添候文ニ而御座候故、
新左衛門御年寄中ヘ懸御目候へハ、則被立御耳候処、文箱
持参之者、見知候は為捕可申之旨、新左衛門ニ被仰付、彼者

ヲ則捕申候、主を御尋被成候へハ加藤豊後殿者ニ而御座候、文之儀ヲ御穿鑿被成候へハ、主人申付候条持候而參候様ニ申候由承候、肥後守殿も内証ニ而呼ニ被遣候様承候、肥後殿無御下候は落着仕間數由ニ候」

いわゆる「謀書」の発給された経緯は先に掲げた『徳川実紀』の

記述とほぼ同様であるが、ここにはその「謀書」なるものの内容が具体的に記されている。即ち、土井利勝と加賀百万石前田利常とが申し合わせて將軍家光に異心を抱いておることが、家光の耳に入つて御成敗をされることに決まつたので、土井も心を決め反逆を実行されで然るべきである。その時には自分もこれに御手伝い致すべしとの誓約をなしたものの由であった。そして「謀書」を持参した者の言では加藤光広の申付けによつたところで、加藤忠広が出府しないことには落着しないであろうとしている。

日付はやや遅れるが、細川三斎も「謀書」の内容についての情報を入手し、次のように忠利に書き送つてゐる。

〔史料11〕 加藤光広の謀書の風聞（寛永九年五月一五日付、細

川三斎書状
『細川家史料』九五八号）

「一、今度豊後書物ニハ、日光ヘ御社參候而、あれにて大炊可レ被成御誅伐儀禮ニ候、然間、〔古河〕こがと今市との間ニ之在所にて候ヘ共我々其名を忘候、其在所所よく候間、是非共先を被仕候ヘ、日

比申合候ことく、御跡をくろめ可申と書候て、此儀偽ならざるとの起請を書、名をは不書、名乗ハ信康と書、血判を仕、井上新左衛門と当所ニ仕たる由候、〔前田利常〕北国肥前殿之儀、世上ニヘ申候へ共、彼書物ニハ無之由候、此儀を去所にて雅樂殿被語候、それを又去人ニ語申たる由候而、其二番目之口占我等直ニ承候事」

この情報の出所を三斎は、幕府筆頭年寄の酒井忠世であるとし、それの又聞きであると断つてゐるが、事件の概要および「謀書」の内容もほぼ前掲の久松定房の覚書と合致している。

この二史料からして、いわゆる「謀書」の内容として当時了解されていたことは次のようになる。將軍家光は土井利勝に不届の儀あるとして、これを誅殺せんとしている。よつて土井は是非とも先手をとつて、家光に反逆を企てられるべきである。その時には、日頃の申し合わせ通り、自分も偽りなくこれをお助けするという、起請文の形式の文書であつたということである。三斎の書状では、その名乗りは「信康」というものであつた由である。加賀藩主前田利常の名がそこに記されていたかどうかは不明である。

右の二史料の文面から、今少し「謀書」の内容に立ち入つて検討するに、この「謀書」は一般的に謀叛への決起を呼び掛けているものではなくして、土井利勝に謀叛に踏み切るよう勧める形になつてゐることが注意されるべきである。それから三斎書状において、

土井が反逆を実行した時には「御跡をくろめ可申」とあるのは、この反逆の跡を紛らかす、欺いて隠すの意であろうか。そうであるならば、ここで想定されている家光に対する反逆は、挙兵型のものではなくして、毒殺のような暗殺型のものということになるであろう。

つまりは、土井に家光の暗殺を勧める内容のものと読めるのである。さて、「謀書」の内容がそのようなものとして世上で了解しているとしても、これらの情報の究極の出所は幕府の中枢部である。これら的情報は信頼できるものであるのか、いわゆる「謀書」は本当に存在しているのか、そして加藤光広がそれを発給したというのは事実であるのか、これらの諸点が次の解明課題である。

この間、細川三斎の書状では、加藤光広の小姓が捕らえられて尋問を受けていることや、家光が酒井忠世・土井利勝・井伊直孝らと頻繁に協議をしている模様であるなどの情報が記されているが、ここに注目すべきは五月二十四日に、家光が五人の有力国持大名を江戸城に召して、本事件について語ったという次の記事である。

〔史料12〕 幕府より五国持大名への説明（同月二十四日付、三斎

書状『細川家史料』九六〇号）

「一、加肥後当地著之様子、飛脚三人上せ申進之候つる、今日廿四日〔伊達政宗〕〔前田利長〕〔船津秀久〕〔松平忠國〕〔佐竹義宣〕四、政宗・北国之肥前殿・島津大隅殿・上杉弾正殿・佐竹殿被へ為召、加肥後無届と 御直ニ被へ仰聞、此中ニ取沙汰仕候書物二ツ、右之衆へ御見せ被へ成、御代始之御法度ニ候間、急度可レ被ヘ 仰

付」と 御説之由候、其時伊揚部殿、加様之儀は急度被ヘ 仰付、候ハて不レ叶儀と被ヘ申由候、如レ此ニ候間、今朝之内、可レ為切腹」と存候事」

即ち、伊達・前田・島津・上杉・佐竹の在府中の有力五大名が召されて、家光から直接に、加藤家を処分する旨を申し渡されたとするものである。この書状は、朝尾直弘氏が同文中の「御代始之御法度」という言葉に注目して紹介されており、夙に著名なものである。だが今本稿の行論に即して重要なことは、問題となっている「謀書」がこの五大名の前に提示されたという事実である。今まで口説にしか上ることのなかった「謀書」が、ここで初めて幕府外の人間の目に触れたのである。この五月二十四日に江戸城で行われた出来事は「謀書」の実在について、これを肯定的に受けとめるべき心証を強くさせるものである。

右の件については「山内家御手許文書」の側でも確認できる。

〔史料13〕 同 前 （五月二十六日付、柴田覚右衛門披露状
「山内家御手許文書」）

「昨日去方江伺公仕候處ニ、被ヘ成御意候は、一昨日廿四日ニ加賀之肥前守殿・島津大隅守殿・松平陸奥守殿・松平伊予守殿・佐竹右京殿、御城へ被ヘ為召、右加藤豊後殿御内之者上ヶ申書物、五人之御衆へ被ヘ成御見せ、上意被ヘ為成候は、加様ニ童部がま

しき書物にて候へ共、御代替之事候条、急度御鑿穿可^(アマ)被^(シテ)仰付

候間、何も左様^(シテ)被^(シテ)相心得^(シテ)候へと上意之旨^(シテ)御座候由申候条、

右之段致^(シテ)言上^(シテ)可^(シテ)然由被^(シテ)成^(シテ)御意^(シテ)候】

この書状を認めている柴田覚右衛門は山内家の江戸留守居役で、「去方」として名前を伏せているが、恐らくは幕府関係者から内密の条件で情報を入手し、これを国元の藩主山内忠義の下に報知しているものである。

さてこの柴田の入手した情報では五名の大名のうち、先の上杉定勝が越前福井藩主松平忠昌に変わっているが、前田・島津・伊達という外様大名の三巨頭を含む有力五大名であることに変わりはない、であろう。そしてこの五大名に対して、家光は加藤光広の家士から出たという「謀書」を見せ、このように子供じみた書物ではあるが、治世の始まりである故に、ゆるがせにせず、厳重に吟味処断するものであるから、皆そのように心得おくよとに申し渡した由である。

このようなり方を見るならば、この二四日に江戸城で行われたことは、単に加藤家を改易する意思を宣告したというだけのものではなくて、それに至るための重要な階梯として位置づけられていた

この加藤父子の下に、上使として幕府年寄の永井尚政と稻葉正勝の両名が遣わされたが、その時の様子を三斎は次のように報せている。

【史料14】 加藤父子の糾明（同月二八日付、忠興書状『細川家史料』九六一号）

徳川幕府の大名改易政策を巡る一考察（一）

当該「謀書」の公開に踏み切ったものなのである。そしてそれによつて、加藤家改易の不可避性についての、有力国持大名の理解と了解を取り付けることが、この二四日に江戸城で行われたことの意味であったと考えるものである。

このように、幕府は「謀書」は紛れもなく実在しており、それはこの段階では加藤忠広の嫡子光広の手から発給されたものとの断定を下していたが、他方、加藤家側のこの問題についての態度はどうであつたか。

「謀書」を発給したとされる加藤光広の小姓らの取り調べが行われていた由であるが、この五月二二日には加藤忠広が熊本より出府してきて品川に到着し、二三日には池上本門寺へ入り、更に既に光広が謹慎している泉岡寺なる所へ移り、父子共に「寺入り」による謹慎⁽⁴²⁾の行動を取っている。「寺入り」は言うまでもなく、犯罪者が刑罰の赦免・輕減を歓願しての謹慎行為であり、罪の自認がその前提である。

この加藤父子の下に、上使として幕府年寄の永井尚政と稻葉正勝の両名が遣わされたが、その時の様子を三斎は次のように報せていく。

「証拠開示」の手続きだということである。加藤家改易の断行の意思を固めた幕府は、改易が不可避であることの根拠を示すべく、

候、肥後御返事ハ、ゑんぢ下へおり、せかれ無調法を仕出候、
御檢使次第いか様ニも可ニ申付由被申候、又豊後ハ、私むさと
仕たる儀ヲいたし候条、御詫次第ニ覺悟仕と、ゑんの上ぢ被申
たる由候、此儀は、伝説ながら慥成儀候」

三斎は右の加藤父子の幕府上使に対して取った態度の話は、伝聞
とはいえ、確かなものであるとしている。情報の出所については書
けないとしているが、これは細川家と稻葉正勝との親密な関係を考
えれば、上使で赴いた稻葉自身からの話と推測され、凡そ事實であ
ると見てよいかと思う。

先の「寺入り」もさることながら、ここでも加藤父子は不調法の
次第を詫びるのみであつて、今回の「謀書」一件が冤罪であるとの
抗弁は、他の史料も含めて一切これを見ることが出来ないのである。

以上の諸点からして、この加藤事件において事実として判断でき
るものは次の通りである。第一に、「謀書」は實在し世上に出た。
第二に、それは加藤光広の手から発給された。第三に、「謀書」の
内容は土井利勝に將軍家光の弑逆を、恐らくは暗殺としてのそれを
勧めるようなものであつたこと、以上である。

幕府は最初この「謀書」一件には父の加藤忠広も関与しているも
のと考えていたようである。そして江戸の酒井忠世の屋敷に忠広と
加藤家家老の加藤右馬丞正方を呼んで、老中らによつて吟味が繰り

返された結果、忠広は無関係で全く光広一人の仕業と決定された。

そしてまた「謀書」も全く光広のたわ言、悪戯以外の何物でもな
いという形で、この問題は処理することとした。しかしながらそれ
が全くの悪戯だけのものであつたか、それとも、それ以上のものを
期待してのものであつたか、その光広の心の内は知るよしもない。

問題はそれが単なる悪戯であったとしても、極めて悪質な悪戯で
あり、一笑に付して見逃しに出来るような性格のものではないとい
うことである。この「謀書」が、いかなる意図から発せられたもの
であれ、世上に及ぼした影響は極めて深刻なものであつた。「謀書」
の発せられたこの寛永九年四月というのは、大御所秀忠が同年の一
月に死去して、家光將軍の代が始まったばかりの政治情勢も不安定
な時であつた。加えてこの家光政権は、駿河大納言忠長という危険
な問題を抱えたまでの船出を、余儀なくされてもいたのである。
將軍家光以下の幕府中枢部の人間がこの「謀書」の存在を知つた時
の、衝撃がいか程のものであつたか想像に余りがある。

ましてそこでは、こともあるうに幕閣の中心人物たる土井利勝が、
謀叛の主役に擬せられていたのである。「謀書」がたとえ悪戯に過ぎ
ないと誰しも思つたにしても、現実には土井の立場が微妙になり、
あらぬ疑念が彼に向けられていくのは避け難いことであつた。
「謀書」の噂が頻りであつた頃、細川三斎はこれは虚妄であるうと
判断していた。しかしながら、「右之分ニ候へ共、誰も大炊殿之手

前へも懸り可_レ申と申候⁽⁴³⁾」と土井に影響の及んでいくのは否定しうべくもなかつた。家光は、この「謀書」を虚妄と見なしてゐるため

か、土井の出頭は以前と変わりがなかつた。しかしながらそうであつても、「是_ハ態_{ナシ}さる_レ儀_モ可_レ在_レ之哉事⁽⁴⁴⁾」と、幕府に動搖はないのだと敢えて振る舞つてゐるのではないかと、評されることになるのである。そしてまた別の筋からは、土井利勝は去年から、堀直

寄や脇坂安元といった大名一七、八人より一味の起請文を取り置いていたなどという風説が真しやかに伝えられることとなるのである。⁽⁴⁵⁾

「謀書」の目的が世上に動搖を与え、將軍・年寄衆の間の離反を策し、幕府の分裂を誘おうとするところにあつたとすれば、それなりの効果を現し始めていたのである。事件の解決に更に手間取り、家光が万一を慮つて土井に休職などの処置を取つたとすれば、その効果は一層大きなものとなつていいであろう。「謀書」がたとえ悪戯であつても、それは一人歩きして政治的分裂状況を惹き起こす可能性があり、決して見逃しにできない極めて悪質なものというのは、このような事情を指してのことなのである。

幕府はこの「謀書」一件で断固たる処置を取ることを決定してお

り、加藤家の改易は免れなかつたが、改易理由としては謀叛の罪で

加藤家を処分することは避け、加藤忠広の日頃の不行跡と江戸に生まれた男子を母子共に密かに国元に送つたという件をもつて、同家を改易に処したのである。即ち、幕府の申渡しは次の通りである。

〔史料15〕 「豊後守へ可申聞覺」〔『肥後國誌』上〕

〔加藤忠広〕
「肥後守へ可申聞覺」
〔加藤忠広〕
「肥後守へ可申聞覺」
豊後守若輩にて今度之儀一分の覚悟にて無_レ之、肥後守も内々存儀も可_レ有_レ之と思召、御穿鑿候處、肥後守不_レ存の趣被_レ聞召分候間、常々の作法も能候は、國をも其儘被_レ下置、豊後守をも可_レ被_レ成_レ御預_レ候得共、近年諸事無作法にきかせられ候、其上江戸にて生候子母共、御代替_レ之砌、御理も不_レ申上、國元へ遣候儀、公儀をかるしめ曲事に被_レ思召候、今はと御代替御仕置始に候間、重科に可_レ被_レ仰付_レ候得共、此度早速參勤并彼在所仕付致し、其上豊後守手前早々穿鑿仕、御尋の上、有やうに申上候に付_レ、國を被_レ召上、庄内へ被_レ遣、彼地にて為_レ堪忍分、壹万石被_レ下置」

候、以上

加藤忠広は出羽庄内に配流されて酒井富内大輔忠勝に預けられ、堪忍分として一万石が給された。光広は飛驒国に配流されて金森出雲守重頼に預けられ、百人扶持が給された。こうして加藤清正の跡、

肥後加藤家五二万石は滅亡した。幕府の処分は果たして苛酷であったか。細川三斎はこれについて、「命を被成御助、最上庄内酒井宮内殿へ御預被成、堪忍分一万石被進由候、父子共無御成敗候て不叶所、被成御免候事、御慈悲故と申事(47)候」との見解を書状に認めている。

注

(1) 「改易」は官職や身分を、罪を犯したこと理由に剥奪するの意で、中世では莊官職や地頭職といった職とそれに伴う領地の権利を没収する制裁を指した。近世の徳川幕府の「御定書百ヶ条」の規定では、それは土籍削除の追放刑の一つで「一、改易大小渡、宿江相帰、夫より立退申候、但、家屋敷取上、家財無構」とされている。これは一般の旗本・御家人クラスの者を対象とした規定であると思われ、大名改易の時には本文に述べた如く、やや緩やかに広い範囲の問題を扱えるような定義の方がよいように思われる。

- (2) 三上参次『江戸時代史』(富山房 昭和一八年、復刊 講談社 学術文庫 同五年)、栗田元次『江戸時代史・上巻』(昭和二年 内外書籍『総合日本史大系』一七巻、復刊 近藤出版社 同五年)
- (3) 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館 昭和三六年、改訂 増補版 同五〇年)
- (4) 德川幕府による大名改易については、江戸時代政治史に関する

論著の殆どが言及するけれども、これを主題とする論著は甚だ少ない。福島・加藤事件に関するものは各章の後注に掲げたが、その他に大名改易を主題としたものとしては次のものがある。元和八年の幕府年寄本多正純の失脚の経緯を、俗説を排して基本史料にのみ即して論じた池田晃淵「本多正純改易始末」(『史学雑誌』三篇の三七号)、同じく本多正純の改易を当時の幕府内部の政治関係や越前の松平忠直らの動向との関連で考察した高木昭作「本多正純の改易を巡って」(『栃木県史研究』八号)、近世初期の駿・遠・豆三国の所領配置の変遷を跡づけた杉山元衛「慶長・元和期における駿・遠・豆の改易と転封について」(『国学院雑誌』昭和四四年五号)、松平光長の改易に伴う高田城の受取記録を紹介した山田裕二「神原氏(村上藩)の高田城受取記録」上下(『新潟県史研究』一二・一三号)、享保一〇年に藩主水野忠恒の乱氣から改易に処せられた信州松本藩水野家の改易の次第と城受取の関係史料を提示した金井円「水野家改易史料について」(『藩制成立期の研究』、吉川弘文館 昭和五〇年)、伏見奉行でもあった大名小堀氏の改易過程を詳細に跡づけて幕府の改易制度の意義を追究した藤田恒春「大名『改易』の構造」(『史泉』六五号)など。

(5) 民友社 大正一三年、復刊 講談社学術文庫 昭和五八年

(6) 伊東多三郎『幕藩体制』(『近世史の研究』第四冊「幕府と諸藩」、吉川弘文館 昭和五九年)二二頁以下、安良城盛昭『太閤檢地と石高制』(日本放送出版協会 昭和四四年)二一九頁以下、藤野保『日本封建制と幕藩体制』(培文房 昭和五八年)三三二頁など。尤も安良城氏はこの命題を大名の「転封」の事実によつて

論じているが、それは当然にも大名改易の問題と連関するものである。

三二一年)

- (18) 平重道編『仙台史料大成・伊達治家記録』三(宝文堂 昭和四八年)

(7) 佐々木潤之助「幕藩制の構造的特質」(『歴史学研究』一四五号)

(8) 芝原拓自『所有と生産様式の歴史理論』(青木書房 昭和四七年)一五六頁

(9) このような見方に対する批判的見解としては、藤井譲治「幕藩領主論」(『日本史研究』一三九・一四〇合併号)、拙稿「幕藩制下における大名領有権の不可侵性について」(同前 一八七号)

(10) 元和元年武家諸法度の第六条は次のように規定する。「諸國之居城雖為修補必可言上况新儀之構宮堅令停止事」(『御当家令条』三号)〔近世法制史料叢書〕第二 創文社 昭和三四四年〕

(11) 広島県編『通史編』、六八頁

(12) 『史学雑誌』八篇の一・三・四号

(13) 辻達也『江戸開府』(中央公論社『日本の歴史』一三巻 昭和四一年)三四〇・三五五頁

(14) 朝尾直弘『鎮国』(小学館『日本の歴史』一七巻 昭和五〇年)一二三頁

(22) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料・細川家史料』一六三号(東京大学出版会 昭和四四年)

(21) 『徳川実紀』同日条、「福島家系譜」(『広島県史・近世資料編II』一七頁)。ただし「福島家系譜」は「任參議、從三位」としている。

(23) この福島の広島城の普請と同じ元和四年六月頃、豊前小倉の細川家でも小倉・中津の両城の普請を計画していたが、細川家ではこれにつき「当城・中津普請之儀、主利勝大炊殿被得 御意、則自御奉行衆、普請可仕旨御折紙到来候間、則只今返事申、大炊殿迄遣候」(同年六月二六日付、細川忠興書状「細川家史料」一六三号)と、幕府側の普請許可の書付を受けるという手続きを踏んでいる。なおこの問題については藤井譲治「大名城郭普請許可制について」(『人文学報』六六号)がある。

(15) これと別に「福島止則記」なる一書があるが、内容に潤色の感じられるものがあるので、ここでは取り上げない。それの叙述している事実関係は、基本的に『福島太夫殿御事』と同じである。

(16) 『改定史籍集覽』別記部、第一九五(近藤活版所 明治三年)

(17) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録』(岩波書店 昭和)

(19) 松江城城山管理事務所保管。「大橋文書」の閲覧の便宜を計って頂いた同事務所の皆様に厚く御礼申し上げます。

(20) 大橋茂右衛門は慶長末年の福島家の「分限帳」では「千石 物頭」であり(『広島県史・近世資料編II』一五五、一八二頁)、この元和四年の広島城の普請・作事の奉行であつたと思われる。彼は福島家改易で牢人したのち、松江藩松平家に六千石の高禄で召抱えられ、その子孫は代々松平家の家老を勤めて幕末に至っている(国立史料館蔵、出雲国松江松平家文書「列士録」)。

- (25) 国立公文書館内閣文庫蔵
- (26) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第一巻（汲古書院 昭和五六年）
- (27) 「梅津政景日記」元和五年六月九日条。同書には「御使ニ而、何様ら御理之由、備後殿御返事ニハ、万事親次第之儀ニ御座候間、親御返事申上次第ニ、何れ之道ニも被ニ仰付ニ候ヘト、御返事被申上候由」と記されている。
- (28) 図版3に掲載したものは内閣文庫蔵の、正保年間の浅野時代の広島城絵図であるが、これを見るに、同城は均整の取れた典型的な環郭式の平城で、もし二の丸以下の外郭を破却してしまうと、その規模は一挙に三分の一ほどに縮小してしまう。更に広島城の生命は外堀を巡る遠廻いの構えにあり、そこでは一町おきに総数三〇を数える二層櫓・多聞櫓が配置され、鉄壁の守りを敷いている。これが破却されてしまうと、同城は城としての機能を殆ど喪つてしまふであろう。
- (29) 「史料1」の『福島太夫殿御事』の中に、無断修築の件の申し開きを幕府より詰問されたのに対し、正則が「私しハ腹切申候より外無御座候」と答えた時、幕府年寄の土井利勝は「太夫殿も又何とぞ御請の被ニ仰上ニ様も可ニ有ニ御座候」と正則の家臣に語ったという叙述がある。これも、問題の穢やかな解決を求める意向と解釈できるであろう。
- (30) 熊本県編『熊本県史料』近世編第一冊、四〇三頁
- (31) 本書状の内容が本多正純の罪状の一つというのは次のことである。福島改易を実行したが、諸大名の間には反抗の動きは見られ
- (32) 本事件については、中野嘉太郎『加藤清正伝』（青潮社 明治四二年、復刊昭和五四年）、弥富破摩雄『加藤忠広公』（加藤忠広公顕彰会 昭和一一年）、平野流香『加藤忠広公伝記資料』（熊本県教育会肥後文教研究所 昭和一二年）、矢野南溟「加藤清正の遭害及加藤家の改易」（『史学界』三卷一・二・三号）、渋谷敏実「加藤忠広配流一件覚書」（『熊本史学』三二号）および注35・36・37の論著がある。このうち矢野南溟氏の論文は、細川家文書を用いて考察した秀逸のものであるが、事件の見方において幕府の政策性を当然の前提とするために「謀書」発給の事実関係の意味が曖昧になってしまい、その研究成果がその後の研究史の中に繼承されずに至っている。
- (33) 熊本には外様大名ながら幕府の信頼の厚い豊前小倉の細川氏が五四万石で移封し、小倉には譜代大名の小笠原氏が入り、豊後にも小笠原一門が配置をされ、豊前・豊後は譜代大名の制圧するところとなつて幕府の九州支配は格段に強化された（朝尾直弘「将軍政治の権力構造」『岩波講座・日本歴史』近世二）、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』三五二頁）
- (34) 『徳川実紀』寛永九年四月一五日条
- (35) 講談社学術文庫本、二七一页
- (36) 近藤出版社本、二七九頁
- (37) 辻達也『江戸開府』三五八頁、藤野保『新訂幕藩体制史の研

究』三四三頁、朝尾直弘「將軍政治の權力構造」九頁、熊田重邦

「家光の大名統制について」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』、魚

澄先生古稀記念会 昭和三四年）一九一頁、山本博文『寛永時

代』（吉川弘文館 平成元年）一二一頁

（38）高知市、山内神社蔵。ここでは東京大学史料編纂所の影写本に
拠っている。

（39）『細川家史料』九五五号

（40）『細川家史料』九五七号

（41）『寛政重修諸家譜』（続群書類從完成会 昭和三九年）第一冊二

九三頁

（42）【史料13】五月二六日付の柴田披露状に「御父子共ニ御寺入ニ而

御座候」とある。

（43）（44）（45）寛永九年五月一五日付、三斎書状（『細川家史料』九

五八号）

（46）後藤是山『肥後国誌』上（九州日日新聞社印刷部 大正五年）

三八頁。この加藤父子に対する申渡しの内容は諸大名に伝達されており、次に掲げるものは、それに対する小倉藩主細川忠利の請書である（『熊本県史料』近世篇第一「部分御旧記」一〇九頁）
六月三日之御奉書、同十五日酉之刻、至ニ小倉參著致ニ拝見候、
今度加藤肥後守・島豊後守不届儀を書廻候ニ付而、遂ニ御穿鑿、豊
後ニ飛驒國へ被成御預、肥後守儀は近年諸事無作法、其上於ニ
江戸ニ生候子母共ニ御理も不ニ申上、國元へ遣候儀曲事ニ付、國を
被召上、庄内へ被遣候由、乍ニ恐御尤成儀共奉、存候、就ニ其為ニ
御仕置、内藤左馬輔・石川主殿・稻葉丹後守・伊丹播磨守被差
遣候、自然人など入申儀御座候ハ、内々其心懸仕相待、御上

使之衆御差団次第ニ可致之由、奉得其意候、恐々謹言

六月十六日

酒井雅榮頭殿

土井大炊頭殿

酒井讚岐守殿

永井信濃守殿

内藤伊賀守殿

青山大蔵少輔殿

なお薩摩藩島津家の江戸家臣の島津久元・伊勢貞昌の両名は、同年六月二日付の國元家臣宛の書状でこの一件について、「誠いかなる天罰にて物くるひの様成儀を被仕候哉と、世上之沙汰にて候」（『旧記雜錄後編五』「黎明館編『鹿児島県史料』昭和六〇年】五二一〇号文書）と記している。

（47）六月一日付、三斎書状（『細川家史料』九六二号）